

別紙 1

①「秋田県中小企業振興条例(仮称)」素案について

番号	区分	主な意見	県の考え方・対応
1	条例の名称に関する意見 (1件)	この条例は本県の中小企業の振興についての基本的な考え方を定めた条例であり、指針の基になるものなので、その名称を「秋田県中小企業振興基本条例」とすべきと考える。	本県では、「環境基本条例」のように、その条例を基本とする下位の条例が制定される場合には、名称に「基本」を用いることもありますが、それ以外については、使用しないこととしております。 本条例は、中小企業振興に当たっての理念を定めるものですが、この条例を基とした下位の条例の制定は想定していないことから、名称に「基本」は使用しないこととしております。
2	条例・指針の制定時期に関する意見(1件 ※1)	指針をより実効性のあるものにするためにも、指針と条例とを同時期の施行とはせず、指針の制定時期を再検討すべきである。	条例における県の施策をスピード感をもって推進するため、指針施行時期は、条例と同じく平成26年4月としています。なお、指針においては、中小企業者との意見交換などを行いながら推進状況を検証することとしており、検証によって中小企業のニーズに対応した施策を実施してまいります。
3	条例の前文に関する意見 (2件)	地域の経済活動の拡大が中小企業の成長発展を促し、中小企業の成長発展が地域を一層活性化するという、好循環を生み出していくという状況を創り出すのが、行政の責任であることを前文に明記すべきと考える。	地域の活性化と中小企業の成長発展は表裏一体のものであり、中小企業の振興のためには、地域の活性化を図ることは重要なことと考えています。 しかしながら、当条例は、中小企業振興の重要性を共通認識とし、意欲のある中小企業者をオール秋田で支えていくことを主旨としたものとするため、その主旨が明確に伝わるように前文ではそれに限定して書き込むこととしました。
		前文に、「私たちは、改めて中小企業の役割と重要性について認識を共有し、中小企業の持続的な発展及び成長を促進するため、中小企業の意欲的で創造的な取組を県全体で支えていく必要がある。」とあるが、「発展及び成長」に本県の特性の文を加え、「……認識を共有し、 <u>本県の特性である豊富な地域資源等を活用して</u> 中小企業の持続的な発展及び成長を促進……」とすべきと考える。	前文では、広く中小企業の成長発展を図ることを目的として記載しているため、成長発展を「地域資源を活用して」と限定するような書き方はしないこととしています。 なお、この部分は、全面的に書き換え、「このような状況において、中小企業の多様で活力ある成長発展を図るため、私たちは、改めて中小企業の役割と重要性について認識を共有し、中小企業の意欲的で創造的な取組を県全体で支えていく必要がある。」としました。
4	条例の理念に関する意見 (4件)	相互連携組織に中小企業の振興に影響を持つ大企業も加えるべきと考える。	オール秋田で支えるという視点から、「大企業者」も加えることとしました。
		地域資源の積極的な活用に、「本県の特性を活かし」、の文章を加えることにより地域資源の総合的な活用に繋がると考える。	県内に在る地域資源ということを明確に示すため、条文に「本県の」を加え、「本県の地域資源の積極的な活用が図られること。」と修正することとしました。

番号	区分	主な意見	県の考え方・対応
(続き) 4	(続き) 条例の理念に関する意見 (4件)	「小規模企業者への配慮」については、全体に係る条項として「基本理念」に移し替えるとともに、国の「小規模企業基本法(H26成立予定)」等との一貫性に考慮いただきたい。	本県の企業数の約9割が小規模企業者であることも踏まえ、本条例は、国の中小企業基本法の基本理念の小規模企業者に対する考え方を十分考慮して策定しております。本条例に、「小規模企業者への配慮」を明示しましたが、県としては、「小規模企業者への配慮」は、理念ではなく、施策の一つとして捉えております。
		秋田発で全国・海外へ展開できる企業や製品などが必要で、それを通じた県民意識の改革が必要と考える。	本条例は、意欲的な中小企業の取組をオール秋田で支える条例であり、中小企業や県民の意識を喚起し、県内の中小企業が1社でも多く、意欲的な取組を進めていくことが重要と考えております。
5	県の責務に関する意見(3件)	中小企業者への発注額を年度毎に議会に報告することで、中小企業者への発注額の増加が担保されることになるため、県の責務の中に受注機会の確保を加えるべきと考える。	「県の責務」には、個別の施策は記載せず、大きな視点から県の責務を記載することとしており、「受注機会の確保」については、中小企業振興のための重要な施策の一つとして、県が取り組む施策としての一つとして明記したところです。また、「受注機会の確保」も含めた県の施策については、その実施状況の公表を条文に明記しており、議会への報告とともに公表することとしております。
		「県は施策の実施に当たっては、中小企業者及び県民から意見を聴取するとともに、中小企業者の状況を的確に把握し、その実施のために必要な施策及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」を加えることにより、官民が共同で施策を実施するという方向性が担保されると考える。	「県の責務」では、中小企業の振興に関する総合的な施策を実施することを謳っており、総合的な施策には、財政上の措置も含んでおります。その責務を果たすため、「推進体制の整備」の条項を新たに追加し、オール秋田で推進する体制の整備を進めていくこととしました。
		指針に規定する「秋田県中小企業振興委員会(仮称)」の設置を条例で定めることで、県民の意見が施策に反映されることが確実に担保されると考える。	施策の推進に当たっては、当委員会も含め、中小企業者や支援団体、県民等との意見交換を行いながら、現状把握を行い提案や意見をいただき検証を行っていきたいと考えています。こうしたことから、条例に「推進体制の整備」の条文を追加することとし、この条項に基づく推進体制の一つとして、当委員会も位置づけることとしました。
6	支援団体に関する意見(1件)	中小企業支援団体については、各団体会員企業以外や、小規模企業の生の声を拾い上げる本来の市場ベースアップの企業支援の内容記載を要望する。	商工会議所や商工会、中小企業団体中央会では、国や県の施策に関わる場合は、会員以外も対象としております。こうした商工団体を含む中小企業支援団体の役割の中で、「積極的な支援に努める」と明記しておりますが、これは、現場に向いて生の声を拾い上げるなど小規模企業者を含めた中小企業者の経営改善に対して積極的に対応し、相互に連携して支援に努めるという意味も含んでおります。
7	県民の理解及び協力に関する意見(1件)	地域商店街の利用、県内製品の活用など、県民の協力内容を条例に明記してほしい。	条例には全体的・基本的な考え方を記載し、例示などのより具体的な内容については、指針等に記載することとしております。

番号	区分	主な意見	県の考え方・対応
8	県の施策に関する意見(1件)	県の受発注だけでは不足で、県民に対して、県内企業の製品・技術・サービスに関する情報提供や活用を促進することで、「地域内の経済循環を創出」することを条例に追加してほしい。	県内企業が提供する製品・技術・サービスについて県内での利用を促進することは、地域内の経済循環の活性化に資するものではありませんが、競争から県内企業を守るような施策は、結果として企業の競争力の低下を招き、本県の中小企業振興にとってマイナスとなる場合もあります。 そのため、条例には、「地域内の経済循環の創出」については盛り込みませんが、企業が消費者の視点を重視した製品やサービス等を提供できるよう、「製品等の価値の増加による競争力強化」について明記し、地域内の経済循環に繋がるような高付加価値化への取組を支援するとともに、販路開拓支援として製品等の情報提供を支援していくこととしております。
9	市町村に対する協力に関する意見(2件)	市町村ごとに「中小企業振興計画」の策定を義務化するとともに、県や他市町村との連携を県が後押ししてほしい。	市町村は、自らが自主的に中小企業の振興のための条例の制定や施策を実施でき、県と対等な関係にある地方公共団体です。 したがって、県が市町村に対して計画等の策定を義務化することは地方自治法の精神から難しいものと考えています。 しかしながら、中小企業の振興に当たっては、県と市町村の連携が重要なことから、情報を共有し、協力して事業を進めるなど、市町村との連携を強化していきたいと考えています。
10	産業政策の検証に関する意見(1件 ※1)	指針に規定する「秋田県中小企業振興委員会(仮称)」の検討事項として中小企業施策ばかりではなく、県の産業政策がこの「条例」に照らして適切であったかどうかを検証することも加えていただきたい。	産業政策については、県全体の政策の中で検証することとしております。 当条例では、「推進体制の整備」の条項を加えたところであり、この中で、中小企業振興の観点から、中小企業施策についてしっかりと検証してまいります。
11	条例とまちづくりに関する意見(1件)	条例を策定するのもいいが、まちづくりから考え直さないと条例が生きてこないと考える。	まちづくりによる地域の活性化と中小企業の成長発展は表裏一体のものであり、県としても、中小企業の振興のためには、地域の活性化が重要であると考えており、別途、政策的に取り組むべきものと考えております。

※1 内容は主に指針に関する意見ですが、条例に関する意見書の中で、条例への意見と一体的に出された意見のため、条例への意見として扱っています。